

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正について (インジウム化合物等に係る労働者の健康障害防止措置の拡充等)

1 趣旨

厚生労働省では、労働安全衛生関係法令上、製造工程等の管理が未規制の化学物質であって、がん等の労働者に重篤な健康障害を及ぼすおそれのあるものについて、労働者の当該物質へのばく露の状況等の情報に基づきリスク評価を行った上で必要な規制を行うこととしている。

今般、「平成23年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」等の報告において、インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物並びにエチルベンゼンについて、労働者の健康障害防止措置の拡充のため労働安全衛生関係法令の整備を検討すべきとされたところであり、これを踏まえ、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）及び労働安全衛生規則（平成47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等の一部について所要の改正を行う。

また、事業者の負担軽減の観点から、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の3第1項の規定に基づく新規化学物質の製造・輸入の届出について、手続きの簡素化を行う。

2 改正の内容

(1) 安衛令の一部改正

ア 法第57条の規定に基づき、安衛令第18条に「インジウム化合物」、「エチルベンゼン」及び「コバルト及びその無機化合物」を追加する。

※ 安衛令第18条に追加されることにより、当該物又は当該物を含有する製剤等について、譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならないこととなる。

イ 安衛令別表第3第2号の第2類物質に「インジウム化合物」、「エチルベンゼン」及び「コバルト及びその無機化合物」を追加する。

※ 第2類物質に追加されることにより、当該物又は当該物を含有する製剤等を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断等を行わなければならないこととなる。ただし、コバルト及びその無機化合物又はエチルベンゼンを製造し、又は取り扱う業務のうち、省令で定める一定の業務については、当該規定を適用しないこととする。

ウ 安衛令第22条第2項に掲げる物に「インジウム化合物」、「コバルト及びその無機化合物」及び「エチルベンゼン」を追加する。

※ 安衛令第22条第2項に追加されることにより、当該物又は当該物を含有する製剤等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し健康診断を行わなければならないこととなる。

(2) 特化則の一部改正

ア 特化則第2条第5号に規定する管理第2類物質に、以下の物を追加する。

(ア) インジウム化合物及びこれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「インジウム化合物等」という。）

(イ) コバルト又はその無機化合物及びこれらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「コバルト等」という。）

※ 管理第2類物質に追加されることにより、これらの物のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場については局所排気装置の設置等の発散抑制措置を講じること、当該局所排気装置等を設置しようとするときはあらかじめ届け出ること、作業環境測定を行うこと等が必要となる。

イ 第2類物質の一類型として「エチルベンゼン等」を設け、以下の物を対象とする。

(ア) エチルベンゼン

(イ) エチルベンゼンを1%を超えて含有する製剤等（以下「エチルベンゼン混合物」という。）

(ウ) エチルベンゼン、令別表第六の二に掲げる有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有する製剤等（（イ）に掲げる物を除く。）

ウ コバルト等及びエチルベンゼン等に係る一部の業務に係る適用除外を規定する。

コバルト等及びエチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、作業主任者の選任、作業環境測定及び健康診断の対象業務から除くこととする一定の業務は、以下の業務とする。

(ア) エチルベンゼン等に係る塗装の業務（以下「エチルベンゼン塗装業務」という。）以外の業務

(イ) コバルト等を触媒として取り扱う業務

なお、当該業務については、特化則の関係規定も適用しないこととする。

エ エチルベンゼン塗装業務に係る作業については、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第37条の有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任することとする。

オ エチルベンゼン及び有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する製剤等（以下「エチルベンゼン有機溶剤混合物」という。）を製造し、又は取り扱う作業場に係る作業環境測定については、エチルベンゼンのほか、含有する有機溶剤の濃度を測定するものとする。

カ インジウム化合物等、エチルベンゼン等、コバルト等についての健康診断項目を別紙のとおり規定する。また、一定の物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し行う特殊健康診断に係る対象物質として、インジウム化合物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物、コバルト又はその無機化合物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物及びエチルベンゼンをその重量の1%

を越えて含有する製剤その他の物を追加する。

キ 特化則第38条の3の特別管理物質に、インジウム化合物等、エチルベンゼン等及びコバルト等を追加する。

※ 特別管理物質に追加されることにより、有害物の名称等の掲示、作業の記録の保存（30年間）、作業環境測定・評価の結果の記録の保存（30年間）、特殊健康診断の結果の記録の保存（30年間）等が必要となる。

ク インジウム化合物等及びコバルト等の二次発じんによる健康障害防止のため、床等の掃除の実施を義務付ける。

ケ インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならないこととする。また、使用した器具等の付着物の除去等の措置を講じなければ作業場外に持ち出してはならないこととする。

コ エチルベンゼン塗装業務について、有機溶剤としての使用の実態に着目した健康障害防止措置として、有機則に規定する第2種有機溶剤等又は第3種有機溶剤等に係る有機溶剤業務に必要な措置のうち、発散抑制措置、呼吸用保護具等に係る規定を準用する。

また、船体ブロック内部の塗装のように発散面の広い場合における発散抑制措置の特例措置により、全体換気装置の設置により対応する場合には、送気マスク又は全面形防毒マスクの使用を義務付ける。

サ 特定化学物質として規定されているエチレンオキシド及び酸化プロピレンを特化則第38条の14に規定するくん蒸作業に係る措置の対象とする。

(3) 安衛則の一部改正関係

ア 譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならない有害物として、インジウム化合物をその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物、コバルト又はその無機化合物をその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物及びエチルベンゼンをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を追加する。

イ 機械、器具その他の設備の設置、移転又は主要構造部分の変更時に、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない物として、エチルベンゼン塗装業務を行う屋内作業場に設置される局所排気装置等を追加すること。

ウ 特化則の適用が除外されるコバルト等を触媒として取り扱う業務等のみに係る設備については、イの計画の届出義務の対象としないこととする。

エ 化審法の届出書等の写しを添付することによる書類の簡略化

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）に基づく新規化学物質の製造・輸入の届出等がなされた場合には、当該届出書等の写しを添付することにより、様式第4号の3（法第57条の3第1項の規定による新規化学物質の製造・輸入の届出様式）の記載事項を一部省略できることとする。同様に、化審法に基づく少量新規化学物質製造・輸入の確認の申出がなされた場合には、当該申出書の写

しを添付することにより、様式第4号の4（少量新規化学物質の製造・輸入に係る確認等の申請様式）の記載事項を一部省略できることとする。

※ その他所要の改正を行う。

3 施行期日等

(1) 公布期日

政令 平成24年9月20日

省令 平成24年10月1日

(2) 施行期日

平成25年1月1日

(3) 経過措置

ア インジウム化合物等、エチルベンゼン等及びコバルト等で、平成25年1月1日に現に存するものについては、その後6ヶ月の間、法第57条に基づく表示をしない。

イ インジウム化合物等、エチルベンゼン等及びコバルト等に係る作業については、平成26年12月31日までの間は、当該作業の作業主任者の選任を要しない。

ウ インジウム化合物等、エチルベンゼン等及びコバルト等に係る作業については、平成25年12月31日までの間は、当該作業を行う作業場に係る作業環境測定の実施を要しない。

エ インジウム化合物等又はコバルト等を製造し、又は取り扱う設備で、平成25年1月1日に現に存する物に係る発散抑制の設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置については、平成25年12月31日までの間は、設置を要しない。

オ エチルベンゼン塗装業務に係る設備で、平成25年1月1日に現に存する物については、平成25年12月31日までの間は、設置を要しない。

カ その他この政令及び省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

(別紙)

1 インジウム化合物に係る健康診断項目

(1) 一次健診 (特化則別表第3)

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 五 血清インジウムの量の検査
- 六 血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の検査
- 七 胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査 (雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。)

(2) 二次健診 (特化則別表第4)

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合には、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査 (雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。)、血清サーファクタントプロテインD (血清SP-D) の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

2 エチルベンゼンに係る健康診断項目

(1) 一次健診項目 (特化則別表第3)

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 五 尿中のマンデル酸の量の検査

(2) 二次健診項目 (特化則別表第4)

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は神経学的検査

3 エチルベンゼン有機溶剤混合物に係る健康診断項目

(1) 必須項目 (特化則第39条第1項、別表第3の2)

- 一 業務の経歴の調査
- 二 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査項目についての既往の検査結果の調査並び

に以下に掲げる項目についての既往の異常所見の有無の検査

- ① 尿中の蛋白の有無の検査
- ② 貧血検査
- ③ 肝機能検査
- ④ 腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く。）

三 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査

四 尿中の蛋白の有無の検査

(2) 医師判断項目（特化則第39条第3項）

- 一 作業条件の調査
- 二 貧血検査
- 三 肝機能検査
- 四 腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く。）
- 五 神経内科学的検査

4 コバルト及びその化合物に係る健康診断項目

(1) 一次健診項目（特化則別表第3）

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 コバルト又はその化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘鳴等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 せき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

(2) 二次健診項目（特化則別表第4）

- 一 作業条件の調査
- 二 尿中のコバルトの量の測定
- 三 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼付試験